

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.138

令和5年11月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

【転倒災害】

業種	食料品製造業	経験年数	7年	年齢	50歳代
発生日月	令和5年3月	発生時刻	15時		
発生状況	作業終了後、ごみの入った容器を持ち、作業場内のごみ捨て場までを移動している際に転倒し、腰と頭を打った。				
負傷の程度／部位	頭部打撲、腰部打撲	休業見込期間 若しくは死亡	6か月		

【災害発生原因】

- ① 業務の性質上、床が常に濡れており滑りやすかったこと。
- ② 転倒防止等に対する指導や注意喚起が十分でなかったこと。

【再発防止対策】

- ① 耐滑性のある靴を着用して作業を行うとともに、靴の状態（靴底のすり減り、破損等）を定期的に点検すること。
- ② 転倒の危険性について労働者に注意喚起し、安全な作業行動について指導すること。



イラスト：職場のあんぜんサイトより

◆ 安全衛生の窓 ◆

＜食料品製造業における災害が増加しています！＞

令和5年1月～9月の食料品製造業における休業4日以上死傷災害（速報値）は、茨城県内で203件発生しており前年同期より21件の増加（11.5%増）、筑西労働基準監督署管内では27件発生しており前年同期より13件の増加（92.9%増）となっています。

死傷災害の内訳をみますと、筑西労働基準監督署管内では、転倒が9件と最も多く、次いで墜落・転落（4件）、動作の反動・無理な動作（4件）、はさまれ・巻き込まれ（3件）の順となっています。転倒災害においては、床が濡れて滑りやすくなっている箇所や、床に置いてある物につまづいて転倒するケースが多くみられます。

本年度からスタートした第14次労働災害防止計画においても、「転倒防止に取り組む事業場を50%以上とする」ことを目標（アウトプット指標）として定めておりますので、各事業場の皆様におかれましてもソフト・ハード両面から対策に取り組まれるようお願いいたします。